

水道料金の基本料金を減免します

真狩村では、コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響を受ける住民の皆様の生活や経済活動を支援するため、水道料金の基本料金を減免します。

1. 減免内容

水道料金の基本料金を減免し、超過料金のみ請求します。

※下水道使用料は通常どおりの請求です。

2. 対象期間及び減免額

(1)対象期間：令和4年9月検針分から6か月間、基本料金を減免します。

(2)減免額：基本料金(税込み) 1,360円×6か月分 = 8,160円

3. 減免措置に係る手続きについて

減免措置について、手続きは不要です。

4. その他

公的機関、水道料金の基本料金の半額料金適用者、臨時用・防除用水道は今回の減免措置の対象外となります。

《減免のイメージ図》

※検針は、毎月15日から25日の間に実施しております。

8月(検針)	9月(検針)	10月(検針)	11月(検針)	12月(検針)	1月(検針)	2月(検針)	3月(検針)
検針	検針	検針	検針	検針	検針	検針	検針
通常料金	基本料金減免	基本料金減免	基本料金減免	基本料金減免	基本料金減免	基本料金減免	通常料金

検針月	納入通知書 発送時期	口座振替日	料金
8月	9月上旬	9月26日(月)	通常料金
9月	10月上旬	10月26日(水)	基本料金減免
10月	11月上旬	11月28日(月)	基本料金減免
11月	12月上旬	12月26日(月)	基本料金減免
12月	1月上旬	1月26日(水)	基本料金減免
1月	2月上旬	2月27日(月)	基本料金減免
2月	3月上旬	3月27日(月)	基本料金減免
3月	4月上旬	4月26日(火)	通常料金

〇お問い合わせ先
真狩村役場建設課上下水道係
電話 0136-45-3617